# (別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	下仁田町

# 下仁田町鳥獸被害防止計画

# <連絡先>

担 当 部 署 名 下仁田町役場農林課

所 在 地 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682

電 話 番 号 0274-82-2111

F A X 番号 0274-82-5766

メールアドレス nougyo@town.shimonita.lg.jp

#### 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ・ シカ ・ サル ・ ハクヒ゛シン ・ アライク゛マ ・ カラス
計画期間	令和 5 年度~令和 7 年度
対象地域	下仁田町全域

#### 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

#### (1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数值	
イノシシ	蒟蒻・下仁田ねぎ・サツマ	889千円	
	イモ・ジャガイモ・飼料用	44a	
	トウモロコシ・水稲		
シカ	豆類・葉物野菜・杉・ヒノ	18,963千円	
	キ・飼料用トウモロコシ・	5, 463a	
	牧草		
サル	下仁田ねぎ・カボチャ・ジ	69千円	
	ャガイモ・飼料用トウモロ	5a	
	コシ		
ハクビシン	リンゴ・トウモロコシ・ト	431千円	
	マト	9a	
アライグマ	リンゴ・トウモロコシ	3千円	
		1a	
カラス	飼料用トウモロコシ・リン	4千円	
	ゴ・水稲	3a	

#### (2)被害の傾向

イノシシ 町内全域で被害が発生している。蒟蒻やイモ類の食害のほかに農地・草地の掘り起こしやマルチビニール等の踏み荒らしによる被害が発生している。 季節的には春のイモ類やビニールの踏み荒らし、夏の飼料用トウモロコシ、秋の イモ類、冬の牧草等の被害が大半である。

シカ 町内全域で被害が発生している。農地での食害のほかに牧草地での食害や 植林地での食害・皮剥ぎ等の被害が大半である。

サル 小坂地区に存在する2群による農地及び民家敷地内での食害が大半である。追払い員の活動や捕獲により被害は減少傾向にあるが特定地域での被害は依然 として発生している。

ハクビシン 町内全域で果樹及び露地野菜等の被害が発生している。また、人家 への侵入による糞尿等の被害も発生している。

アライグマ 年数頭の捕獲があるものの被害内容がハクビシンと酷似しているため被害の判別が難しい。捕獲や目撃情報があり住居への侵入痕跡も出ている。

カラス 葉物野菜や水稲への被害が依然として発生している。また畜産施設周辺 では糞による被害の他、ビニールハウスの穴あけ被害も発生している。

# (3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和	3 年度)	目標値(令和	和 7 年度)
イノシシ	889千円	44a	600千円	30a
シカ	18,963千円	5, 463a	12,000千円	3, 800a
サル	69千円	5a	45千円	3. 5a
ハクビシン	431千円	9a	280千円	6a
アライグマ	3千円	1a	2千円	1a
カラス	4千円	3a	4千円	2a

(4)従	来講じてきた被害防止対策	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	イノシシ 狩猟期間を除き、箱	イノシシ・シカについては耕作放
に関す	罠やくくり罠での捕獲を実施。	棄地が増加し、人家周辺まで出没区
る取組	狩猟期間終了後は銃器による捕	域が拡大しており、銃器による止め
	獲を実施。	刺しが困難となっている。また、捕
		獲従事者の高齢化による銃所持許可
	シカ 狩猟期間を除き、くくり	の返納等、担い手の減少による個体
	罠での捕獲を実施。狩猟期間終	数の増加も危惧される。
	了後は銃器による捕獲を実施。	
	サル 追払い員を雇用し林地へ	囲い罠で群れの除去を目指してい
	の追い払いを実施すると共に箱	るが、罠に入った個体の逃亡も確認
	罠と囲い罠での捕獲を実施。群	されており、逃亡防止の対策が必要
	れの個体数も減少してきたこと	となっている。
	から全頭捕獲を目指している。	
		+ 白 - ジェファ mp - ウ - 人 - サー ナ - フ - ハ
	ハクビシン 箱罠を使用した捕	生息がほぼ町内全域に拡大してお
	獲を実施。	り、農作物被害や住居侵入による生
		活環境被害が問題となっている。 
	│ │アライグマ 箱罠を使用した捕	   生息数や生態が不明であり対策確
	グライクマー相民を使用した冊   獲を実施。	立が課題である。
	ᇩᇰᄼᇪᅝ	

	カラス 被害多発地域において	銃器による捕獲の他、箱罠での
	は期間を決めた銃器による捕獲	捕獲も検討が必要である。
	を実施。また、電力会社による	
	高架線の整備時に営巣の撤去及	
	び雛・卵の撤去を実施	
防護柵	国庫事業や県事業を活用した	地域の高齢化が進んでおり、地
の設置	防除柵の設置を推進し、該当し	域での設置に時間を要してしまう
等に関	ない場合は町費で補助している	0
する取	0	また農閑期でなければ設置が困
組	設置に際しては農業者のみでな	難であり気象状況によっては設置
	く地域住民や協議会員の協力を	が大幅に遅れてしまう傾向があ
	依頼している。	る。
生息環	放任果樹の除去や農地周辺へ	地域の高齢化が進んでおり、情
境管理	収穫残滓を廃棄しないよう周知	報が被害を受けている住民の一部
その他	0	で留まっている。
の取組		地道な周知活動が必要である。

### (5) 今後の取組方針

被害の軽減には、個体数の減少を図ることがもっとも有効であると考えられることから、農業者や関係団体職員等へ捕獲資格の取得を推進すると共に平成30年度から実施している狩猟免許取得等補助金を継続し、捕獲従事者の育成確保に努める。またICT機器の活用も含めた捕獲機材の整備を進めるとともに、効率的な捕獲を図る。

サルについては、全頭捕獲を目指しつつ、今後も追払い員を雇用し、生 息域の把握や山林部への追い上げを行う。

#### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

被害対策実施隊員の捕獲活動を支援するため捕獲機材の整備を行う。 また、関係団体等職員へ捕獲資格取得を推進し、迅速な対応が図れるよう体制整備を行う。

獣種別の体制は下記のとおりである。

### 1 イノシシ・シカ・カラス

実施隊員の住所地単位で管轄地域を大まかに設定し、区域内での捕獲業務を担当するものとする。

被害防止計画に基づく捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる場合がある。

# 2 サル

追払い員が罠の見回りを行い、群れの除去に至るまでは捕獲確認後、発信器装着個体の放獣か殺処分かの判断を適切に行うこととする。

# 3 ハクビシン・アライグマ

実施隊員は、農業被害については被害農家と協力し、住居侵入による生活環境被害については被害住民と協力し捕獲を行うこととする。

\*実施隊員の構成については別紙資料のとおり。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年 度 ~ 令和 7年 度	イノシシ シカ サル ハクビシン アライ カラス	町職員、農協職員、森林組合職員等関係団体職員 や農業者に対し狩猟免許の取得を推進するとともに 、新規取得者への研修等を実施し捕獲圧の向上に努 める。また、狩猟免許取得や銃の購入補助を継続し 銃猟免許所持者の確保を図る。 必要に応じて各種捕獲機材を導入する。 また、捕獲檻の扉閉止を赤外線センサーで行う等 のICT機器を導入して効率的な捕獲活動を実施する。

# (3)対象鳥獣の捕獲計画

### 捕獲計画数等の設定の考え方

町内はもとより、県内でもイノシシ、シカの被害は拡大しており、県第二種特定鳥 獣管理計画(令和2年4月1日~令和7年3月31日)では、イノシシ12,000頭、シカ15,000 頭に捕獲頭数が設定されている。

近年の有害捕獲数は各獣種とも増加しているが、依然として農林業等の被害は多く、被害軽減のために更なる捕獲推進が必要である。

各獣種の捕獲計画数については令和元年~3年度捕獲実績等を勘案して設定するが、 今後の取り組みや被害状況等により捕獲頭数の見直しを行うこととする。

### 《有害鳥獣捕獲実績》

	元年度	2 年度	3 年度
イノシシ	208 頭	94 頭	77 頭
シカ	604 頭	916 頭	744 頭
サル	7 頭	2 頭	1頭
ハクビシン	133 頭	167 頭	58 頭
アライグマ	0 頭	3 頭	4 頭
カラス	44羽	30羽	31羽
対象鳥獣		捕獲計画数等	
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	210頭	210頭	210頭
シカ	950頭	950頭	950頭
サル	下仁田群 18頭	下仁田群 18頭	下仁田群 18頭
	坂詰群 3頭	坂詰群 3頭	坂詰群 3頭
	その他 2頭	その他 2頭	その他 2頭
ハクビシン	180頭	180頭	180頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カラス	成鳥 100羽	成鳥 100羽	成鳥 100羽
	雛 100羽	雛 100羽	雛 100羽
	卵 100個	卵 100個	卵 100個

捕獲等σ	)取組内容 * 対象は町内全域
イノシシ	箱罠捕獲は通年で行うが、くくり罠捕獲について狩猟期間は行わない
	。また、狩猟期間終了後約1か月間は銃器による捕獲を行う。
シカ	またICT技術の活用について推進する。
サル	囲い罠や箱罠等を使用した捕獲を行う。
ハクビシ	通年で箱罠での捕獲を行う。
ン	
アライグ	
マ	
カラス	電力会社等による高所作業時に営巣の撤去や卵、雛の捕獲を行う。被
	害が多発する地域では安全性を確保し銃器による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 イノシシやシカの大型獣類については、効果的な捕獲のため、鳥獣被害対策実施隊 にライフル銃を所持させる場合がある。

# (4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属
下仁田町全域	する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、対象
	鳥獣については権限移譲を受けており該当なし

# 4. 防護柵の設置等に関する事項

# (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
<b>刈</b>	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ	電気柵	電気柵	電気柵
シカ	1,000m	1,000m	1,000m
ハクビシン	フェンス柵	フェンス柵	フェンス柵
アライグマ	500m	500m	500m
カラス	防鳥ネット	防鳥ネット	防鳥ネット
	150m	150m	150m

# (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	イノシシ	被害農家のみの対策でなく被害地域住民による緩
令和 5年度	シカ	衝帯や防除柵等の設置推進を行う。
~	サル	設置後、緩衝帯や防除柵等の確認・管理について
令和 7年度	ハクビシン	も啓発していく。
	アライグマ	

# 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

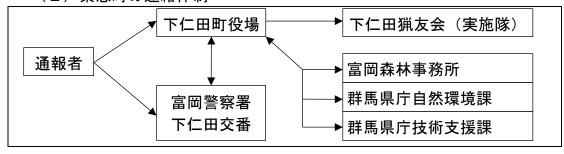
年度	対象鳥獣	取組内容		
	イノシシ	放任果樹の除去や農地周辺へ収穫残滓を廃棄しな		
令和 5年度	シカ	いよう周知。		
~	サル	追払い員の活動を強化するとともに地域住民も含		
令和 7年度	ハクビシン	んだ毎日の追払い活動を実施する。		
	アライグマ			

# 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

# (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
群馬県庁自然環境課	助言、指導
群馬県庁技術支援課	助言、指導
富岡森林事務所	捕獲許可、助言、指導
群馬県警富岡警察署	追払いの実施、制限区域内での銃器捕獲に伴
	う発砲命令、パトロール

# (2) 緊急時の連絡体制



# 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした個体は土中埋却等して適切に処理を行う。ただし、イノシシ・シカの一部は放射線量測定の検体として県に提供する。

サルは個体数管理や群れ管理の調査検体として日本獣医生命科学大学で学術研究用個体として使用する。

アライグマ・ツキノワグマは外来生物の生息状況調査に活用するため群馬県立 自然史博物館で研究用個体として使用する。

# 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフードとしての利用等その有効な利用に関する事項

# (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ・シカについては原子カ災害対策特別措置法に
	基づく指示により出荷制限中であるが、制限解除後は活
	用について広く意見を聴収していく。
ペットフード	イノシシ・シカについては原子力災害対策特別措置法に
	基づく指示により出荷制限中であるが、一部については
	猟犬の餌や自家消費用として、安全に配慮したうえで
	有効に利用する。
その他	サルは個体数管理や群れ管理の調査検体として日本獣
(油脂、骨製品、角	医生命科学大学で学術研究用個体として使用する。
製品、動物園等での	アライグマ・ツキノワグマは外来生物の生息状況調査に
と体給餌、学術研究	活用するため群馬県立自然史博物館で研究用個体とし
等)	て使用する。

### 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1)協議会に関する事項

協議会の名称	下仁田町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
下仁田猟友会	鳥獣の捕獲・情報提供と共有
下仁田町農業委員会	被害農家との連携・情報の提供と共有
下仁田町議会	要望の集約・対策の報告
下仁田町森林組合	事業地内での捕獲・情報提供
富岡地区農業指導センター	防除指導・資料収集・情報提供
富岡森林事務所	捕獲指導・資料収集・情報提供
甘楽富岡農業協同組合	被害農家との連携・情報の提供と共有
日本獣医生命科学大学	サルに関する生息状況及び生態調査・追払
野生動物学教室	い指導・情報提供

#### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援セ	各種鳥獣の生態・生息に関する情報提供
ンター	サルへの電波発信器装着支援
	協議会等での講師
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査

# (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模は35人程度で、下仁田猟友会の会員のうち適任者を特措法 第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員」に任命し、担当す る地域での対象鳥獣6種の捕獲を担当する。

# (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者及び関係団体職員に対してわな猟免許の取得を推進することや、銃器による止め刺しを行える人材を確保する観点から、第一種銃猟免許取得に係る費用負担を軽減するための補助を行うことで、捕獲の担い手確保を目指す。

# 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

人家付近に大型獣が出没し、生命・身体又は財産に対する危害が生じるおそれがある場合には、関係機関と協議のうえ、柔軟に対応する。また、被害地域が一体となった有効な被害防止対策を推進する。